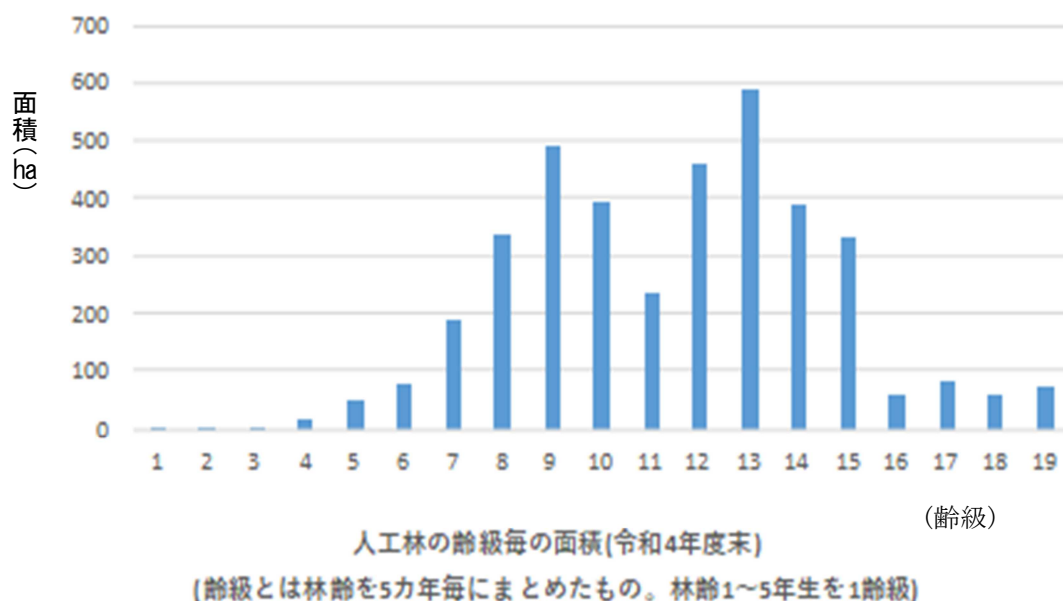


I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は石川県のほぼ中央部に位置し、北は羽咋市、南はかほく市と津幡町、東は富山県に隣接し、西は日本海に面している。東西約 10.2km、南北約 12.4km、総面積は 111.52k m²である。本町の森林面積は、6,978ha で町の総面積の約 63%にあたる。民有林面積は、6,933ha でこのうち人工林 4,055ha となり、人工林率は約 58%と県平均を上回っている。

また、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきているにもかかわらず、森林所有者が自らの森林の境界を把握しておらず、それに伴い森林整備が進まないことが課題としてあげられる。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、水源かん養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとする。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や

森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、主として森林施業の車両の走行を想定する林業専用道の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

なお、成熟期に達した森林にあたっては、森林の有する機能を十分に発揮させながら、持続可能な森林経営のためにも計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める。

一方、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、甚大な被害が生じている。今後の創造的復興に向けた取り組みにおいては、林道及び山腹崩壊等の復旧に向けた整備を進める。また、被災によりさらなる担い手不足が懸念される中、林業従事者を確保・育成するとともに、能登ヒバ資源の回復を図るための苗木生産を促進するとともに、まちづくり型・ふるさと回帰型の応急仮設住宅等への県産材の活用を図ることとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能毎の整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分毎の森林整備及び保全の基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	・ 主要河川の上流や、ダム、ため池周辺に位置する森林 ・ 森林の機能の評価区分のうち、水源かん養機能が高である森林及びその周辺の森林 ・ 水源かん養保安林及びその周辺の森林 等
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	・ 地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林 ・ 森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林 ・ 土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林 ・ 地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林 ・ 山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等
快適環境形成機能	・ 都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林 ・ 海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林 ・ 森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林 ・ 防風、防霧、潮害防備保安林及びその周辺の森林 等
保健・レクリエーション機能	・ 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・ 学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林 ・ 森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林 等
文化機能	・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を

	形成する森林 ・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林 ・風致保安林 等
生物多様性保全機能	・原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林 ・陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林 ・野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林 等
木材等生産機能	・木材生産を目的とする人工造林により造成された森林 ・土地の生産力が高く（森林の木材等生産機能の評価区分が高）、林木の生長が良い森林 ・路網密度が高いもしくは今後の整備計画があり、木材等の搬出に有利な森林 ・薪炭、きのこ原木、粗朶(そだ)等の用途に供されている森林 ・きのこ、山菜、その他の原材料等の生産地として利用されている森林 等

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林情報（森林所有者情報、境界情報、森林資源情報等）の共有の推進、境界の明確化の推進、普及啓発活動の促進、森林経営計画の普及・定着、森林施業の共同化、林業後継者の育成林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸政策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

なお、森林の適正な管理のために、森林の所有者に関する各種法令に基づく届出や、伐採および造林に関する届出の周知徹底に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	ア テ	その他 針葉樹	用材林の 広葉樹	薪炭・キノコ原木林 等の広葉樹
本町 全域	45年	50年	40年	50年	50年	65年	8～25年

注 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるも

のとする。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、短木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからケまでに留意する。

- ア 伐採区域について、保安林その他法令等による規制や町森林整備計画の条件等を確認し、作業を実施する際には、届出、報告など法令順守に努める。
- イ 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- ウ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- エ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- オ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- カ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- キ 持続的な林業の確立に向けて、伐採と再造林の一貫作業の導入などによる作業効率の向上に努める。
- ク 花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ等の伐採・植替え等に努める。
- ケ その他「人工林における主伐と更新伐等に関する指針」（石川県農林総合研究センター林業試験場）を参考にする。

また、集材については、県が定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業は傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害のおそれがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行うものとする。

皆伐は人工造林を実施する箇所又は気候等の自然的条件からみて森林の造成が確実である箇所について行うものとする。

皆伐後天然更新を行う森林は、アカマツ等の森林であって、天然下種更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分、及び前生稚樹が生育していて更新が確実な林分を対象とするものとする。

林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

皆伐後天然更新を行う場合は、1箇所当りの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採するものとする。また、前生稚樹を用いて更新を図る場合は、その保残を図ることとする。

主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業は、気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切あわせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行うものとする。

上木の伐採にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、上木の成長や立地条件を勘案して行うこととする。

特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とし受光伐などの伐採を行い、針広混交林に誘導するものとする。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業は、気候等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確に更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行うものとする。

立木の伐採に当たっては、育成複層林施業の留意事項と同様とする。

国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

3 その他必要な事項

- ① アテ林（アテ純林、アテ・スギ混交林等）は原則として択伐施業を行うこと。その他、成

林途上の林分についても択伐林型を指向するよう留意すること。

② 利用間伐の対象となる林分は積極的に間伐を推進すること。

③ 立木竹の伐採にあたっては、森林法第10条の8により、森林の伐採及び伐採後の造林が、「市町村森林整備計画」に適合して適切に行われるか確認するために事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する必要がある。ただし、森林法第15条により、森林経営計画の認定を受けた森林において計画に従って伐採する場合は、事後の届出が必要となる。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。また再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その際、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）や広葉樹の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は下記に定めるものを標準とし、適地適木を旨として森林の地利条件を勘案して決定する。また、苗木の選定に当たっては、特定苗木など成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めるものとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	(針葉樹) スギ、ヒノキ、アテ、モミ、マツ、カラマツ	
	(広葉樹) キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダ、ミズナラ、ブナ	

（2）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕 立 て の 方 法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ ヒノキ	密仕立て	3,000	
	中仕立て	2,500	
	疎仕立て	1,500～2,000	
アテ	密仕立て	2,500	
	中仕立て	2,000	
	疎仕立て	1,500	
マツ		1,500～3,500	

コ ナ ラ ク ヌ ギ		1, 5 0 0 ~ 5, 0 0 0	
ケ ヤ キ		1, 5 0 0 ~ 6, 0 0 0	

注1 複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注2 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は宝達志水町農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	全刈り地ごしらえを原則とし、刈り払ったものは、等高線沿いに集積する。なお、急傾斜地で雪の匍行害が予想される箇所では、筋刈り地ごしらえを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	正方形植えを原則とするが、樹種により急傾斜地で雪の匍行害が予想される箇所については三角植とする。
植 栽 の 時 期	秋植えを標準とする。コンテナ苗の場合は通年植栽が可能である。 注) コンテナ苗は通年植栽が可能であるが、樹種や環境によっては、真夏・厳寒期・新芽の時期は避けた方がよい。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採後、人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新を行う森林について

天然更新を行う森林については、気候、地形、土壌等の自然条件、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の森林の現況および林業技術体系等から判断する。

(2) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、シデ類、カンバ類、サクラ類、クルミ類、カエデ類、タブノキ、モチノキ、スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類など高木性の樹種を基本とする。ただし、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシヤブシ類、ウルシ、ハゼノキ、アカメガシワ、カラスザンショウなどの先駆性樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、カツラ、ホオノキ、シデ類、サクラ類、カエデ類、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシヤブシ類、ウルシなど

※ ニセアカシアは、稀少在来植物を駆逐するなど生態系に多大な影響を与えるおそれがある場所では、更新対象樹種としないこと。

(3) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種に応じて不用木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行う。

樹 種	期待成立本数
前項に定める樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	地表処理については、ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	切り株から出た芽のうち、成長のよいものを2～3本残して、のこりを間引きする。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の成否は、下記更新完了基準により判断するものとし、更新が完了しない場合は、上記手法等により確実に更新を図るものとする。

天然更新完了基準

区 分	内 容	
判定時期	伐採後 5 年以内	
判定基準	立木度 ^{※1}	3 以上
	高さ	周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物）の高さに一定程度の余裕高を見込む ^{※2} 。
対象樹種	前項に定める範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を定めるものとする。	

※1 立木度＝（現在の林分の本数）／（成立期待本数）の十分率。ただし、成立期待本数＝10,000 本／ha とする。このとき、立木度 3 ならば、 $3/10 \times 10,000 = 3,000$ 本の本数が必要となる。

参考例：平均草丈 10cm → 平均稚樹高 50cm 以上

※2 平均草丈 50cm → 平均稚樹高 150cm 以上

（４）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採後 5 年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とし、（２）の表に示す区域とする。

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
2054 林班の一部	詳細は宝達志水町森林計画書ゾーニング図のとおり。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合 1 の（１）による。

イ 天然更新の場合 2 の（２）による。

（２）生息し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は 10,000 本／ha とする。

また、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新されているよう、不足本数を植栽するものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業の活用により造林の実施と併せ、郷土樹種であるブナの植栽を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	中仕立て	2,500本	15年	20年	30年	40年	60年	80年
アテ	中仕立て	2,000本	27年	40年	45年	50年	65年	80年
スギ	疎仕立て	1,500本	20年	40年	60年			
標準的な方法						備考		
間伐率は、材積率で概ね35%以下とする。ただし、間伐後概ね5年以内に樹冠疎密度が10分の8以上に回復が見込まれる程度の間伐率にすること。 不良木の除去と林木の適正配置により、森林全体としての健全な育成をはかることを基本として、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。						平均的な間伐の実施時期の間隔の年数 標準伐期齢未満 10年 標準伐期齢以上 15年		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類によっては、立木の生育状況と生育環境を鑑み、期間や回数を減らし、低コストな林業を図る。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈	スギ		○						○								植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～7月を目安とする。	
	ヒノキ		○						○									
雪起し	スギ		○								○							
	ヒノキ		○								○							
除伐	スギ															○	造林木の生長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行う	
	ヒノキ															○		
枝打ち	スギ ヒノキ																第1期15年生 樹高6m (1回目) 胸高直径 8~10cm 枝下高 1.5m 第2期25年生 樹高15m (2回目) 胸高直径 16~18cm	

森林の伐期齢の下限

区域	樹				種		
	スギ	ヒノキ	マツ	アテ	その他 針葉樹	用材林の 広葉樹	薪炭・キノコ原木林 等の広葉樹
本町 全域	55年	60年	50年	60年	60年	75年	8～25年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を記載するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については、別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	ア テ	その他 針葉樹	用材林の 広葉樹	薪炭・キノコ原木林 等の広葉樹
本町 全域	72年	80年	64年	80年	80年	104年	8～25年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の成育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。また、本区域の内、特に効率的な施業が可能な森林を別表1により定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008, 1009, 1010, 1011, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017, 1018, 1020, 1021, 1022 (0, 5, 6, 8, 9, 13～21, 27, 30～38, 41, 47, 48, 50, 51, 53, 56, 59～79, 93), 1023, 1024, 1025, 1026, 1027, 1028, 1029, 1030, 1031, 1032, 1033, 1034, 1036, 1037, 1038, 1039, 1040, 1041, 1042, 1049, 1050, 1051, 1053, 1054, 1055, 1056, 1057, 1058, 1059, 1060, 1061, 1062, 1063,	5, 279.16

土地に関する災害の防止及び 土壌の保全の機能の維持増進 を図るための森林施業を推進 すべき森林	1064, 1067, 1068, 1070, 1072, 1073, 1074, 1075, 1076, 1078(102～107), 1079(91～95), 1082(25), 1085, 1088, 1089, 1090, 1091, 2004, 2005, 2007(62～82, 84), 2009, 2010, 2011, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2032, 2033, 2034, 2036, 2037, 2040, 2041, 2043, 2045(100～109, 111～115), 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070 林小班 ① 1001, 1002, 1006, 1007, 1008, 1012, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017, 1018, 1019, 1020, 1021, 1022, 1023, 1024, 1028, 1030, 1031, 1032, 1033, 1034, 1035, 1036, 1037, 1038, 1039, 1040, 1041, 1042, 1043, 1044, 1045, 1046, 1047, 1048, 1052, 1053, 1054, 1055, 1056, 1061, 1062, 1063, 1064, 1065, 1066, 1068, 1069, 1070, 1071, 1073, 1075, 1076, 1077, 1078, 1079, 1080, 1081, 1082, 1083, 1085, 1086, 1087, 2002, 2003, 2004, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2069, 2070 林班の全部 ただし、上記①の林班のうち、国立研究開発法人森 林研究・整備機構森林整備センターが実施する水源 林造成事業地を除く。 ② 1003(63, 68～71, 73, 75～79, 82, 83, 85, 88, 98), 1004 (0, 1, 3～5, 12, 17～23, 50), 1009(38, 53～56, 67, 69, 70, 72, 73), 1010(0, 156), 1011(66, 74～76, 78～81, 84～88, 92, 93, 103, 104, 108, 109), 1025(12, 15, 22, 29, 35, 36, 37), 1026(14, 36, 59, 60, 62, 63, 67, 82, 83, 115, 140, 149, 150, 172, 173), 1027(3, 13, 16, 20, 27 ～29, 80～82, 127, 161～185, 204, 205, 207, 209, 211, 219, 222), 1029(1, 11), 1049(5, 10, 11), 1057(0, 9, 13～27), 1067(1, 72, 73, 77, 119), 1074(6, 89, 126, 127), 1091(1), 2001(0, 2, 27～34, 37, 41, 42, 44, 45, 57, 168, 169), 2005(52, 54～58, 62～64, 66, 84, 89～	※ 5, 323. 11
--	--	-------------------------

	91, 93, 97, 98, 100, 116, 117, 120, 161, 187, 259～266), 2040(125～127, 129～131. 135. 137～140, 144～153, 157, 177) 林小班 ただし、上記②の林小班のうち、県有林(県行造林)、林業公社造林地の区域	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1085, 1086, 1087, 2001, 2002, 2006, 2007, 2008, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032 林班の全部	405. 97
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1035, 1084, 1085, 1086, 1087, 1091, 2001, 2002, 2010, 2011, 2018, 2019, 2020, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2048, 2049, 2053, 2054, 2055, 2059, 2060, 2061(1, 3～7), 2062, 2063, 2064 林小班 ただし、上記の林小班のうち、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが実施する水源林造成事業地を除く。	957. 77
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1006(122), 1030(14), 1031(32), 1034, 1035, 1036, 1038, 1039, 1051, 1052, 1053, 1059, 1060, 1062, 1075, 1076(32, 41), 1085(259, 260), 1086(114～116), 2002(46, 107), 2016, 2021, 2024(212～216), 2028(17), 2031(11), 2039(84), 2040(137, 140), 2042(118, 119), 2046, 2047, 2049, 2052, 2053, 2060(1) 林小班	852. 00
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008, 1009, 1010, 1011, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017, 1018, 1020, 1021, 1022(0, 5, 6, 8, 9, 13～21, 27, 30～38, 41, 47, 48, 50, 51, 53, 56, 59～79, 93), 1023, 1024, 1025, 1026, 1027, 1028, 1029, 1030, 1031, 1032, 1033, 1034, 1036, 1037, 1038, 1039, 1040, 1041, 1042, 1049, 1050, 1051, 1053, 1054, 1055, 1056, 1057, 1058, 1059, 1060, 1061, 1062, 1063, 1064, 1067, 1068, 1070, 1072, 1073, 1074, 1075, 1076, 1078(102～107), 1079(91～95), 1082(25),	※ 5, 529. 18

	1085, 1088, 1089, 1090, 1091, 2004, 2005, 2007 (62～82, 84), 2009, 2010, 2011, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2032, 2033, 2034, 2036, 2037, 2040, 2041, 2043, 2045 (100～109, 111～115), 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070 林小班	
長伐期施業を推進すべき森林	① 1001, 1002 (1～14, 16, 18～31, 34～76, 78～94), 1006, 1007, 1008, 1012, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017, 1018 (0～3, 5～17, 19～31, 33～108, 110～123), 1019 (0～17, 19～35, 37～44, 46～66, 68～79, 81～91), 1020, 1021 (0～51, 53～61, 63～150, 154～160, 162～ 197, 199～204), 1022 (0～6, 8, 9, 13～21, 23～93), 1023, 1024 (0～10, 12～19, 21～31), 1025, 1026 (0～ 27, 30, 35, 36, 40～77, 79～113, 115～136, 138, 140～ 154, 156～199, 201～210), 1027, 1028, 1029, 1030 (0, 2～7, 9～32), 1031 (0～20, 29, 32～37, 39, 40, 42, 48, 49), 1032 (0～23, 25～45), 1033 (0～10, 12～29, 31～ 83), 1034 (1～51), 1035 (1), 1036 (0, 5～13, 15, 17, 19 ～34, 36, 37, 40～45, 47～50), 1037, 1038 (0～2, 4～ 17, 19～22), 1039, 1040 (0～5, 7～48, 50～60, 62～ 70), 1041, 1042 (0, 1, 4～7), 1043 (3～6), 1044, 1045 (0～15, 17～115), 1046, 1047, 1048 (0～4, 7～38), 1052 (0～5, 9, 13, 14), 1053, 1054 (0, 3～5, 7～11, 13～19), 1055 (0～18, 20～72, 74～91), 1056 (0～ 7, 11, 14, 15, 17, 19～25, 27, 28, 31～35, 37～47, 49, 54～57, 60, 63～65, 68, 71～86, 91, 94, 95, 104～107, 110, 113～115), 1057, 1061, 1062, 1063, 1064, 1065, 1066, 1068 (0～84, 86～99, 101～117, 119～235, 237～242, 249～251, 253～256, 258～268, 271～276, 278～350, 352～358, 360～363, 369, 370, 375, 376, 379, 381～387, 391, 394, 395, 397), 1069, 1070 (0, 3, 6～12, 16, 17, 20, 23, 34～64, 67～111, 113～117, 119 ～122, 125), 1071 (0, 13～17, 19～91), 1073, 1075, 1076, 1077 (0～6, 8～37, 40～111, 126～136), 1078, 1079, 1080 (0～74), 1081, 1082, 1083, 1084, 1085 (0～ 2, 4～10, 13～31, 33～72, 77, 78, 80, 82～85, 87～90, 96～116, 118, 122～128, 130, 134～143, 146～149,	※ 5, 433. 41

	153, 155~166, 168~174, 176~185, 187, 189, 190, 192~198, 204~207, 209~225, 229~231, 233~235, 237, 239, 240~24, 250, 252~257, 259, 260, 262), 1086(0, 2~4, 9~11, 14, 18~21, 26~29, 31~35, 37, 45~49, 55, 56, 59~62, 64~66, 68~72, 80, 86, 88, 90~92, 117, 123, 124, 127~129, 135~138, 144, 156~158, 160~163, 165), 1087(0, 1, 4, 5, 11, 14~22, 24~26, 28, 32, 35~42, 47, 42, 49, 52, 55, 61, 70, 71, 73~75, 77, 79, 88, 98~100, 102~105, 109, 111, 122, 143, 145, 162~171, 174, 176~181, 184~193, 195~220, 222~227, 253, 268, 277~279, 281, 285~287, 289, 291~293, 295, 296, 298~304, 307, 308, 310, 315~320, 322~326, 328~335, 337, 340~342, 344, 345), 2001(1~24, 26, 33, 34, 41, 54~68, 71~73, 112~166, 170), 2002(0~6, 8~14, 16, 17, 20, 22, 26~40, 43, 45, 54, 58, 80~85, 87~114, 116, 117, 119~122, 125), 2003, 2004(0, 2~48, 50~69, 72, 74~108, 110~144, 146~165, 170~173, 179~187, 194~237, 240~255, 267, 270, 272~320, 322~34, 336~436, 438~454, 460~476, 478~488, 500, 523, 525~651, 656~663, 666~669, 671~678, 680, 682~687, 694~708, 710, 713~723, 725~728, 730~768, 770~794, 796, 797, 799~817, 819~825), 2006(132, 133, 178 ~ 182, 194), (0 ~ 34, 36 ~ 68, 70 ~ 173, 181~190), 2009, 2010(42~61), 2011(0~6, 22, 28, 29, 43, 0~63, 65~68), 2012, 2013, 2014(0~9, 15, 40, 58, 80~85, 87~182), 2015(1~21, 23~94, 96~180, 186, 190, 191, 194, 212, 218~222, 227~240, 242~259, 261~270, 272~295, 297~309, 312~314, 318~320, 324~326, 328~331, 333~335, 337, 339~344, 346~368, 370, 371), 2016, 2017, 2018, 2019(6~28, 30~69, 74~93, 100~104, 109), 2020(1~5, 7, 8, 16~18, 20~67), 2021(0, 3, 4, 13~24, 26~84, 86~89), 2022, 2023, 2024(0, 13, 14, 17~39, 41, 56~59, 62~75, 78~89, 91~145, 147~15, 161~182, 184~247, 250~285, 287~306), 2025, 2026, 2027, 2028(0, 10, 17~19), 2029(0, 7~20, 22~25, 27~29, 31~51, 55~62, 104, 109, 114~116, 119~17, 155~160), 2030(2), 2031(0, 6, 8, 9, 14, 36~39, 51~64, 71~75, 77~79, 83, 85, 88, 91, 94~102, 111,	
--	--	--

	113, 114, 116～129, 131～143, 146, 147, 149～167), 2032(0, 12, 69, 75, 76, 78, 80, 81, 86, 87, 89, 90, 93～98, 100, 101, 103, 104, 107～110, 112～115, 144, 161～163, 166～168, 180～190, 192～198, 200～224, 226～241, 243～249, 258, 259, 261～264, 266～274), 2035, 2036(0, 1, 3, 5, 6, 8, 10～19, 21, 22, 24～29, 34～43, 45, 46, 48～50, 56～59, 61, 63～70, 72～82, 84, 86～96, 98～124, 126～133, 135, 137～145, 147～159, 162～167, 169～174, 176, 178～181, 183, 185, 190, 192～198, 200～205, 207, ～227, 229～243, 245～253, 255～276, 278～285, 287, 289～306, 308, 310～315, 317), 2037, 2038, 2039(0～66, 68, 69, 71～104), 2042, 2043, 2044(0～124, 126～138, 140, 141, 143, 146, 148～164, 166～181), 2046(1～43, 50, 61, 62), 2047, 2048(1, 2, 5), 2049(3, 5, 10, 19, 22, 23, 26～33, 36, 37, 47～85, 87, ～110, 112～119, 121～172, 174), 2050(2～5, 11～13, 16, 17, 20, 21, 24～26, 28～106, 109, 110, 112～114), 2051(0～13, 15～32, 34～42, 46～49, 51～53, 56～72, 74, 76, 78～86, 88～90, 93～99, 101～241, 247～256, 258～281, 286～289, 299～309, 312～32, 328, 330, 331, 333～360, 384), 2052(1～7, 9～75, 77～91, 95, 97～132, 137～141), 2053(1～24, 26, 27), 2054(4～6), 2055(1, 2), 2056, 2057, 2058, 2059(1), 2060(6), 2061(2), 2063(1, 5), 2064(22～24, 29～34, 36～39, 41～51, 53～56, 58～61, 63, 67～82), 2065, 2066, 2067, 2069, 2070(1, 4～20) 林小班 ただし、上記①の林小班的うち、国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センターが実施する水源林造成事業地を除く。 ② 1087(1～3, 266, 267) , 1091(1) , 2001(0, 27～32, 37, 42, 44, 45, 168, 169) , 2002(7, 15, 21, 23～25, 41, 42, 46, 55～57, 59～66, 115, 118, 123, 124, 132) , 2005(52, 5～58, 62～64, 66, 84, 89～91, 93, 97, 98, 100, 116, 117, 120, 161, 187, 259～266) , 2006(126, 135～138, 143～145, 147, 149～152, 184～193, 197～200) , 2011(26, 27, 46, 47, 4950, 59～61) , 2028(5, 6, 8, 11～14) , 2029(3, 6) , 2030(1, 4～6) , 2031(1, 11) , 2032(1, 2) , 2040(125～127, 129～131. 135. 137～140, 144	
--	---	--

		～153, 157, 177), 2070(3) 林小班 ただし、上記②の林小班的うち、 県有林（県行造林）、林業公社造林地の区域	
複層林施業を 推進すべき森 林	複層林施業を 推進すべき森 林（択伐による ものを除く）	1007(58), 1012(83, 89), 1020(10, 31), 1021(43, 52, 122), 1022(2, 33), 1024(18, 20), 1025(19), 1026(137), 1031(41), 1032(24), 1033(0, 39), 1036(1), 1037(3), 1039(21), 1040(14, 20, 54, 59, 61), 1048(1, 5, 6, 15, 16, 24, 33, 35), 1056(10, 60), 1061(51), 1065(112), 1066(10), 1069(72), 1076(113), 2004(49), 2013(22, 47), 2015(115, 117, 207), 2019(14, 16～18), 2021(32～34), 2023(394), 2039(68, 69), 2049(104), 2050(40, 101, 102, 110～112), 2051(384), 2053(23, 24), 2054(6), 2059(1), 2070(15) 林小班 ただし、上記の林小班的うち、 県有林（県行造林）、林業公社造林地の区域及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが実施する水源林造成事業地を除く。	121. 26
	択伐に よる複 層林施 業を推 進すべ き森林	1002(15, 17), 1007(2, 6), 1018(4, 18, 32, 33), 1019(36, 45), 1021(161), 1030(0～2, 5, 8, 14, 15, 33, 34), 1031(28, 30, 31, 38, 41, 42), 1033(30), 1034(0), 1035(2), 1036(2, 33, 36, 38, 39), 1037(0), 1038(18), 1042(2, 3), 1043(1), 1044(1, 2), 1045(16), 1046(18), 1052(6～8, 10～12), 1054(1, 2, 6, 20～23), 1055(19, 70, 73), 1056(26, 36), 1057(52), 1068(364～368, 371, 372, 374, 377, 378, 380, 388～390, 393, 396, 398), 1070(0～2, 4, 5, 13, 18, 19, 21, 25～33, 123, 124), 1071(1, 2, 4, 6～12, 18, 19), 1073(0), 1076(1), 1077(112～125), 1080(78), 1085(0, 113, 117, 119, 120, 129, 131～133, 144, 145, 157, 255, 257～259), 1086(0, 73～79, 81, 84, 85, 89～104), 1087(1～5, 9, 10, 13, 14, 18～23, 263～268), 1091, 2001(0, 27～49, 168, 169), 2002(0, 4, 7, 8, 15, 18～42, 46, 53, 55～130), 2006(134, 172～177, 183, 198), 2008(174～180), 2010(1～41), 2011(0, 7～21, 23～42, 44～48, 64, 69～73), 2014(10～57, 59～79, 181, 183～213), 2015(181～189, 192, 193, 213, 215, 216, 223～226, 372～393,), 2016(4), 2018(2, 3, 5, 9), 2019(1～5, 70～73, 94, 96～99, 105～110), 2020(0, 6, 9～15, 19, 68, 69), 2021(5～12, 18, 60), 2024(248	※ 2, 317. 94

		～250), 2028, 2029(0, 3, 4, 6), 2030, 2031(1, 7, 10～13), 2032(0～2, 4～11, 13～19), 2036(0, 30～33, 51, 52, 54, 55, 177, 182, 184, 187～190), 2038(6, 8), 2039(0, 67, 84), 2044(124, 125, 139, 142, 144, 147), 2045(5, 24, 26, 128, 130, 133), 2046(44～60), 2048(3, 4, 6, 7, 9～15), 2049(1～5, 8, 9, 11～18, 20, 21, 24, 25, 28, 34～46, 86, 88, 111, 120), 2050(2, 6～15, 18, 19, 22, 23, 27, 38, 87, 91, 103, 107, 108), 2051(0, 54, 148, 151, 163, 164, 245～247, 257, 259, 265, 282～285, 290～298, 301, 310, 311, 313, 327, 329, 332, 665), 2052(8, 76, 93, 94, 96, 133～136), 2053(15, 25, 28～30), 2054(1～3), 2055(3, 4), 2059(2～3), 2060(1), 2061(1, 3～6), 2062, 2063, 2064(1～21, 25～28, 64, 66), 2070(3) 林小班 ただし、上記の林小班的うち、 県有林（県行造林）、林業公社造林地の区域及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが実施する水源林造成事業地を除く。	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし。		

※面積は小班単位ではなく林班単位で計上

3 その他必要な事項

- 1 希少な鳥類の生息環境を保全するため、生息区域における森林施業の方法について、次の点に留意する

- (1) 営巣木確保の観点から、アカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は、森林病虫害の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。
- (2) 「間伐等の森林整備における猛禽類への対応マニュアル」に基づき、適切な調査、施業に努める。

- 2 多種多様な生物の生育・生息環境の保全

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより。針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者と林業事業体をつなぐ地域ぐるみの体制の整備を推進し、集団間伐等共同して行う森林施業の確実な実施を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

町、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体による施業の集約化を図る。

また、林業事業体の中で、安定的・効率的な事業実施に向けた取組に対する意欲の高い森林組合、造林事業体、素材生産事業体に焦点を当て、その育成強化を図る。特に、地域の事業体や森林整備の実行体制の状況に応じて、意欲の高い事業体間の適切な競合関係のもと、事業連携や合併等を進めることにより、①森林組合を核とした組織、②造林事業体を核とした組織など、地域の実態に応じた効率的な組織体制の構築を図る。

ドローンや航空レーザ測量で取得した高精度な森林情報や地形情報等を基盤とした、AIによる森林境界の推定並びにドローンやICTを活用した施業提案や森林経営計画の作成を推進し、面的にまとまりのある施業地の確保を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

経営意欲が低く自ら森林の施業・経営を行えない所有者の森林については、このような地域の中核的担い手組織による森林経営計画の策定を推進することにより、森林の施業・経営の長期受委託を促進し、安定的な事業量の確保等による担い手組織の経営基盤強化や、団地的な施業の確保による低コスト化を図る。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

次のことに留意すること。

(1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、市町村森林経営管理始業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

経営規模が零細であり、その上間伐が収入につながらないことから林家自体がなかなか山へ投資しなくなっており、適正な施業がなされていない森林も見られる現状にあるため、不在町林家や労働力のいない林家等には、森林組合等への経営委託を推進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化等施業の合理化を推進するため、町、農林総合事務所（林業普及指導員）、森林組合等が連携し森林所有者等への普及啓発活動を強化する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意して作成すること

ア 森林経営計画を共同で作成するもの（以下『共同作成者』という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が外の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果すべき債務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に務めること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度（m/ha）
緩傾斜地 （ 0° ～15° ）	車両系 作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地 （15° ～30° ）	車両系 作業システム	85m/ha 以上
	架線系 作業システム	25m/ha 以上
急傾斜地 （30° ～35° ）	車両系 作業システム	60 〈50〉 m/ha 以上
	架線系 作業システム	20 〈15〉 m/ha 以上
急峻地 （35° ～ ）	架線系 作業システム	5m/ha 以上

注）上記表を基本とするが、土質や林床植生の状況、さらには送電線や付近の施設の存在等の条件も考慮して決定するものとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は概要図の示すとおり。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に係る留意点

ア 基幹路網の作設に関する事項

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規定（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、石川県林業専用道作設指針（平成22年10月25日付け森管第2591号）に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
開設計				2路線	2 km	3 0			
拡張 (改良)	自動車道	林道	宝達志水町	所司原線		3 8 1	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	宝達志水町	仙の池線		7 1			
拡張 (改良)	自動車道	林道	宝達志水町	宝達新宮線		6 7 6	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	宝達志水町	二又線		8 9	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	宝達志水町	高津線		1 6 2	○		
拡張 (改良)	自動車道	林道	宝達志水町	東間線		1 4 9	○		
改良計					1 2 箇所	1, 6 9 6			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	宝達志水町	仙の池線		7 1			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	宝達志水町	大葉谷支線		3 6			
舗装計					2 k m	1 0 7			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網の関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点を基本とし、石川県が定める石川県森林作業道実施要領（令和２年４月２０日付け森管第２３４号）に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

第８ その他必要な事項

１ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本地区における林業経営を規模別にみると５ha未満の零細な経営者が８０％以上を占めている。これら零細森林所有者は、継続的な林業収入が得られないため、後継者が他産業に流出し、林業の担い手は減少、高齢化の一途をたどっている。

今後は、林道等の生産基盤の整備や資本装備の高度化、技術水準の高度化等を図ることにより、継続的な林業収入が得られるような林業環境の向上を図り意欲と能力のある林業経営体への若年労働者の新規参入を促進し、林業の後継者を育成する。

また、林家については経営面積の拡大と共同化、機械化による集団化を進め、農業と林業の経営が円滑に行われるよう労働配分の適正化を図りつつ、林業所得の増大を目指しながら、町が主体となって森林組合や県と連帯をとりながら各種講習研修会を開催し、知識技術の向上に努める。さらに、地域の実態の応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組むよう努める。

２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業労働者の減衰、高齢化、林業経営費の上昇等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞している。このため、林道等の生産基盤の整備や、高性能林業機械の導入により森林整備の目標達成に努める。

人工林資源が収穫期を迎え、間伐等の素材生産を効率的に行う高性能林業機械と高密度路網による低コスト間伐施業システムの推進を図る。作業方法は、チェーンソー（伐採）→グラップルまたはハーベスタ（集材）→プロセッサまたはハーベスタ（造材）→フォワーダ（集材・運搬）を標準とし、地形に応じた路網を中心とした作業システムを推進する。

林業機械の促進方策は

- (1) 森林組合によるプロセッサ、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- (2) 森林組合を中心に枝打ち作業等の森林施業の機械化を推進
- (3) 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合のフォワーダー等の導入
- (4) 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、県等の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
-------	--------	----

伐倒 造材 集材	町内全域	チェーンソー 林内作業車 フォワーダー プロセッサ	チェーンソー タワーヤーダー フォワーダー ハーベスタ
造林 保育等	地ごしらえ、下刈	人力 刈払機 チェーンソー	人力 刈払機 チェーンソー グラップル
	枝打ち	人力 背負式動力枝打機	自動枝打機 背負式動力枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する項目

令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材や森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるものとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカを基本とし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（クマ等）を対象とすることができるものとする。

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

林野庁の報告（平成30年度当初）によると、ニホンジカの生息情報はなく、ニホンジカによる森林被害の報告も無い（令和2年度当初）ことから、該当なし。

2 その他必要な事項

森林に被害を与える鳥獣が見られ得た場合は、その被害の状況や各種調査等に基づき、早急に区域及び鳥獣害の防止の方法を定める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

本町における松くい虫の被害面積は、近年横ばい状態であるが、依然として高齢級のマツ林を中心に被害の発生が続いている。このような状況から、保安林等の特に公益的機能の高い森林やその周辺森林を中心に、森林病虫害防除事業により被害木の伐倒駆除・樹種転換等を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり、森林所有者等に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

Ⅲの第1に掲げる野生動物以外による森林被害については、必要な予防対策を実施し、森林被害の拡大防止を図る。

3 林野火災の予防の方法

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。

4 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
1087林班	伐倒

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
志雄Ⅰ	1001～1022、1025～1028	1083.36
志雄Ⅱ	1023、1024、1029～1061、1064、 1065、1091	1637.68
志雄Ⅲ	1062、1063、1066～1083、 1088～1090	978.40
押水Ⅰ	2004～2018、2022～2025、2070	923.70
押水Ⅱ	2019～2021、2045～2068	1401.47
押水Ⅲ	2033～2041、2043、2044	559.95
今浜	1084～1087、2001～2003、 2026～2032、2042	315.12

- (2) 森林管理実施権が設定された森林について、林業経営者が、森林経営計画の作成に努めること。

2 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 基本的な考え方

宝達志水町内の森林整備については、森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促すこととする。一方、適切な経営管理が行われておらず、森林所有者による自発的な施業が困難な森林については、森林の有する山地災害防止機能等の多面的機能の高度発揮を図るため、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていくこととする。

(2) 森林経営管理事業（概要）

① 対象森林

森林経営管理制度の対象となる森林は、地域森林計画対象森林の私有林人工林で、適切な経営管理が行われていない森林。

② 意向調査

①の対象森林の所有者に対し、当該森林の経営管理の状況や今後の経営管理の意向について調査を行う。

③ 経営管理権の設定

意向調査の結果、市に経営の委託を希望する回答があった森林については、現況調査等を実施し、必要かつ適当と認める場合には、経営管理権集積計画を策定し、経営管理権を設定する。

④ 経営管理の実施

林業経営に適すると判断される森林は、意欲と能力のある林業経営者と協議の上、経営管理実施権は配分計画を定め、経営管理実施権を設定し、経営管理を再委託する。また、林業経営に適さないと判断される森林は、町により除伐・間伐及び巡視を実施する。

経営管理権の設定状況

番号	所在	現況			経営管理実施権 設定の有無
		面積(ha)	樹種	林齢	
R2 集-1	杉野屋	26.22	スギ、アテ	20～100	無
R5 集-1	菅原	10.53	スギ	60～65	無

3 森林の保全に関する事項

土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意する。また、太陽光発電設備の設置にあたっては、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、説明会など地域住民の理解を得る取り組みを実施するように配慮するものとする。加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、県と連携し制度を厳正に運用する。

4 その他必要な事項

市町村森林整備計画の推進は、森林所有者等に対する助言・指導、森林の経営の委託又は委託に必要な情報の提供及びあっせんを適切に行いつつ、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出、伐採及び伐採後の造林の届出、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告、施業の勧告、森林経営計画制度、森林経営管理制度等の的確な運用を図るとともに、市町村森林整備計画の内容に基づき、造林、間伐、林道の整備等を推進する森林整備事業の補助事業や地方単独事業を効果的に実施するなど、各種森林・林業施策を総合的・計画的に推進して行うものとする。